

健康サポート薬局の公表までの流れ（薬局向け）

健康サポート薬局の届出に関する事前相談（薬局⇒保健所）

○管轄保健所へ届出に当たって具体的な相談を行う。

※以下の内容について保健所に事前確認を受け、届出書類の整備を行ってください。

- ・変更届書及び添付書類一覧表の記載内容
- ・基準に適合することを明らかにする書類の内容
- ・届出日、健康サポート薬局の表示日に関すること

健康サポート薬局に関する変更届書の提出（薬局⇒保健所）

○変更届書及び添付書類に不備がないことの確認を受けた後、変更届書を提出する。

※提出書類

- 1 変更届書（指定様式）
- 2 添付書類一覧（チェックリスト、指定様式）
- 3 基準に適合することを明らかにする書類（省令手順書、健康サポート業務手順書、その他書類）

必要に応じ、変更届書が受理されたことを保健所へ確認してください。

健康サポート薬局である旨の表示（薬局）

保健所へ変更届書が受理されたことを確認した上で、健康サポート薬局である旨の表示を行ってください。

薬局機能情報提供制度における随時報告書の提出（薬局⇒県薬務課）

薬局において健康サポート薬局である旨を表示後、30日以内に広島県薬務課へ報告してください。

※提出書類

薬局機能情報変更報告書（指定様式）

薬局機能情報による健康サポート薬局の公表（県薬務課）

県ホームページにおいて健康サポート薬局の公表（薬局リスト一覧）を行います。

※健康サポート薬局である旨の表示を取り止める場合も、同様の手順により行ってください。